### 3歳未満のお子さんの児童手当が 月額10,000円になりました

福祉課 内線315・316

急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図るため、平成19年4月1日から、3歳未満のお子さんに対する児童手当の額が次のとおり改正されました。

なお、3歳のお誕生日を迎えたお子さんが第1子及び第2子の場合は、次の月からの手当額は5,000円となります。(第3子以降は10,000円)3歳以上から小学校6年生までの手当額及び所得制限限度額については今までどおりです。

また、今回の改正では、特段の手続きをしていただ く必要はありません。

#### <3歳未満のお子さんの児童手当>

	改正前	改正後
第1・2子	月額 5,000円	月額10,000円
第3子以降	月額10,000円	月額10,000円

# 障害者相談支援事業所が 変わりました

福祉課 内線311・312

平成19年4月1日から相談支援事業所が次のように変わりました。

【身体障害】小田原市障害者サポートセンター

【知的障害】障害者相談支援センター"うぃず"

【精神障害】生活サポートセンター"やすらぎ"

【障害児(18歳未満)】(仮称)こどもホッと相談カフェ

- \*就労支援事業は引続き、障害者支援センター"ぽけっと"が行います。
- \*連絡先は、福祉課(障害福祉担当)へお問い合わせください。

# 障害福祉サービスの 利用者負担軽減が拡充されました

福祉課 内線311・312



障害者自立支援法による障害福祉サービスを利用するときの「利用者負担額の制度」が見直され、平成19年4月から平成21年3月までの2年間に限り「障害者自立支援法円滑施行特別対策」が行われます。これにより、在宅サービスや施設入所での自己負担額について軽減措置の幅が広がりました。

なお、軽減を受けるためには要件がありますので、 必要書類を提出し、再認定を受ける必要があります。

詳しくは福祉課(障害福祉担当)へお問い合わせください。